

○議長（滝内久生君） 次は、質問順位 2 番、1 つ、道路の維持管理と環境美化について、2 つ、教育の I C T 活用推進といじめ等諸問題について、3 つ、吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地の工作物について。

以上 3 件について、2 番 中村 敦君。

〔2 番 中村 敦君登壇〕

○2 番（中村 敦君） 2 番 中村 敦。議長通告に従い、順次、趣旨質問させていただきます。

1 つ、道路の維持管理と環境美化について、2 つ、教育の I C T 活用推進といじめ等諸問題について、3 つ、吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地の工作物について。

1 つ、道路の維持管理と環境美化についてです。

昨今の道路の維持管理状においては、生活道路として、また観光周遊道路として、その機能と景観においては近年、明らかな劣化が見られます。路肩・歩道の雑草繁茂、ゆえに、歩けない歩道、路上にはみ出す雑木、路面の落ち葉、中央分離帯の雑草、垂れ下がる樹木などなど、通行するたびに辟易しますし、市民からの不平不満も非常に多いです。

かつて度々見かけた、落ち葉も砂ぼこりも流出土砂も取り除いた路面清掃車は、近年ぱったりと見かけません。生活環境の美化は地域の文化水準を表し、観光地においては、おもてなしの精神が問われ、来遊客や移住希望者の印象にも大きく影響するものだと思います。

なぜこのような事態になっているのかを問題視し、行政の取組を見直し、強化すべきであります。

第 5 次下田市総合計画 前期基本計画、分野 4、都市基盤整備の中には（2）道路の整備、維持管理を推進します。道路や橋梁等の計画的な維持補修を進めるとともに、市民等との協働による道路美化活動を推進します。

- ・市道の計画的な維持補修。
- ・アダプトロード等、道路美化活動の促進。

さらに、下田市景観まちづくり条例においては、第 5 条（市の責務）において、市は、次に掲げる責務を有するものとする。

（1）下田まち遺産を知る、創り・育てる及び支えるための景観まちづくりを市民等との協働で推進するための施策を立案し、これを実施するとともに、その内容についての普及及び啓発並びに市民等による自主的な景観まちづくり活動への支援を積極的に行うこと。

（2）景観まちづくりにおける先導的な役割を十分に認識し、公共施設の整備及び管理並

びに活用に積極的に取り組むこと。とあります。

下田市は、令和3年度に道路維持事業として実施しております。

国交省PPP/PFI（官民連携）支援、先導的官民連携支援事業補助金を活用し、下田市静岡県一体型道路等包括管理導入可能性調査業務委託、これを1,548万8,000円で委託しております。

これは、県、市が管理するインフラを一体的に管理する民間委託であります。市内の国道、県道、市道のほぼ全線延べ283キロを対象に実施するもので、その業務は、市民の窓口対応に始まり、小規模な修繕や除草、照明機材のメンテナンス、除雪や凍結防止剤散布であり、大規模修繕などは引き続き、県や市がそれぞれに実施するものとなっております。

官民連携の中では、業務委託と併せて自発的ボランティアの活用があるかと思えます。環境美化に資するとともに、地域コミュニティの活性化や生きがいと健康づくりにも貢献すると思われる取組です。

静岡県にはアダプト・ロード・プログラムがあり、全国には市町独自のアダプト制度や公園ボランティア制度なども実施されており、一般社団法人みんなの公園愛護会の2021年アンケート「公園ボランティア実態調査2021」では、回答のあった34.7%の自治体で実施されております。

市が主導のボランティア活用も導入を提案しつつ、これからの道路等公共施設の維持管理について質問いたしますが、市道、県道、国道の管理責任者の別を問わず、下田市は、生活と観光の景観を所管するものとしてどうあったか、どうあるべきかという観点において質問いたしますので、同観点において御答弁をお願いしたいと思います。

質問です。

①市道と県道、国道において、本来なら習慣的なはずの除草等維持管理作業の年間の回数と、国道、県道の路面清掃車の清掃回数は近年どのように変化しておりますか。

2つ目、市内（県道、国道含む）、これにおいて通行の実用性と、生活圏であり観光地として現状の維持管理と景観は十分足り得ると認識しておりますでしょうか。

3つ、国道、県道について、市は景観の所管として、建設課のみならず観光交流課も、また通学路としても防災上も、あらゆる観点から協力して県に要望すべきと思いますが、その要望の実績はどのようなものでしょうか。

4つ目、先述の市・県一体型道路等包括管理導入可能性調査業務委託に至った背景と課題はどのようなものでしょうか。

5つ目、前述の調査業務委託の成果はどのようなものでしょうか。

大項目の2つ目です。

教育ICT活用推進といじめ等諸問題についてです。

GIGAスクール構想とは、ICTを積極活用し「誰一人取り残すことのない個別最適化された学び」、これを目指す文部科学省及び政府主体の施策です。GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の通称です。「全員がグローバル（国際舞台）とイノベーション（革新的創造）、この扉を開けることのできる学校にしていこう!」、そのような意味だそうです。これは当市の、つながる下田、新しい未来に合致する、これからの必要な教育を掲げた構想であると思います。

国のGIGAスクール構想は令和元年にスタートし、令和5年に達成予定でした。しかし、新型コロナウイルスの大流行に伴って大幅前倒しとなり、令和2年度下田市においても1人1台端末と高速通信環境が整ったところであり、通信環境整備と端末1,257台、モバイルWi-Fiルーター3台など、合計1億6,460万円をかけております。

さらに、令和4年度補正第7号においては、家庭持ち帰り用のバッテリー充電器88万7,000円を計上しております。これは学級閉鎖時の持ち帰り用と、説明を受けております。決してパソコン端末の配布がGIGAスクールではありません。これは最低限の道具と設備であり、近い未来においては文房具程度の扱いになっているかもしれません。

従来の黒板とチョークでの授業は一斉学習であったのに対し、個々の習熟度や個性に沿って「双方向かつ個別」、この学習を可能としたものです。

「IT」という言葉がもてはやされ、さらに、昨今では「ICT」、各種SNSやアプリの普及もあって、従来にはなかった新しい「Communication」、これが生まれております。教育においても端末を活用した生徒と先生の新しいコミュニケーションで、いじめの早期発見や解決、心身ケアによる自殺予防、不登校への対応等学校生活の諸問題に成果を上げている自治体があり、有効なアプリも開発、提供されております。

降って湧いたようなGIGAスクールの「実戦配備」、これの実質2年目で、現場は、いまだ混乱と模索のさなかかもしれません。しかし、全国一律の中にあっては、教育の地域格差を埋めるチャンスであり、また、当市の掲げるグローバルCITYプロジェクトにも極めて有効なツールであり、他に遅れをとってはならないものと思います。

まず、現在の方針と活用について伺います。

1つ、現在の活用状況と数値化された目標がもしあれば、その数値と達成状況はいかな

ものでしょうか。

2つ、コロナ禍で前倒しされた意義は、コロナ感染拡大による学級閉鎖や、また自然災害多発の昨今においては、遠隔オンライン学習の実現にあったと認識いたしますが、その実施状況と今後の見込みはいかがなものでしょうか。

大項目の3つ目です。

吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地の工作物について。

舞磯浜の美しいビーチと景勝は、下田市の、吉佐美区民の大切な財産であり、知る人ぞ知るコアなファンの多いビーチでもあります。大手自動車メーカーのCMや大河ドラマのロケでも度々使われるほどに、その立地と景観は稀少で貴重なもので、市の推進するロケーションサービスにおいても重要な場所であり、海と自然あつての下田市は、これをしっかりと維持管理しなければなりません。

しかし、これを隣接の宿泊施設が半ばプライベートビーチのごとく振る舞っているとされ、以前から地域住民や来遊客とトラブルになっていると聞いております。舞磯浜へ通じる市道下条線の終点付近のバリケードと、海岸空地のテラス等工作物が目に見えるものであり、目に見えないトラブルによって来遊客が困惑する事態も聞こえております。

地元吉佐美区はこれらを撤去するよう要望しておりますが、聞き入れられず、頭を悩ませており、市と県の積極的な介入による、早期解決に向けた具体的施策が求められるところで

まず、質問です。

1つ、市は、この問題をいつから、どう認識しているか。また、バリケードと浜の工作物の所有者は誰でしょうか。

2つ、解決に向けた具体的施策はどのようなものですか。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

○議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（平井孝一君） それでは、私からは、市道を所管する立場といたしまして、道路の維持管理と環境美化及び吉佐美・舞磯浜についてお答えいたします。

まず、市道と国県道の除草と維持管理の年間回数及び国県道の路面清掃回数についてでございます。

まず、市道につきましては、平成19年度まで市道の草刈りと簡易的な維持管理を行うため、

臨時職員 2 名を雇い、随時管理していましたが、平成20年度から26年度まで職員による対応や緊急雇用創出対策事業の交付金を活用し、シルバー人材センターにクリーンアップ作戦事業と称して、草刈り、清掃等を委託した経緯がございます。平成27年度からは再度臨時職員 2 名を雇い、維持管理を行っております。

また、作業量の多い箇所については維持補修工事費を活用し、業者に発注、ここ10年におきましては、市道敷根 1 号線ほか一、二路線を年間 1 回、除草工事を実施しております。

国県道について下田土木事務所に確認したところ、除草等について、過去におきましては国県道の全線を年 2 回実施していましたが、近年、人件費が高騰している影響により、現在は国県道の全線を年 1 回、7 月中旬に実施しているとの回答を受けました。このことは下田土木事務所管内に限らず県内全ての土木事務所において、除草回数や除草面積を減少せざるを得ない状況となっておりますが、その対策といたしまして下田土木事務所は、通行の支障のある箇所について除草シート設置工事を実施し、除草箇所の減少を図る工夫をしているとのことです。また、路面清掃車による清掃につきましては、国道を優先的に実施し、国道に関しては全線、毎年 1 回実施しているとのことでございます。

県道につきましては、予算に応じて対応できる区間を実施しているとのことでございます。

次に、「市内の通行の実用性と、生活圏であり観光地としての維持管理と景観は十分か」との点でございます。

まず、道路管理者としましての義務は、一般交通に支障を及ぼさないように努めることと捉えております。実用性を確保するために、維持管理に努めております。しかしながら、観光地において、来訪者への景観的配慮も必要と考えており、具体的な例を挙げますと、黒船祭前には毎年、マイマイ通りの樹木等の剪定を行っております。

観光視点からの景観配慮、また防災面や通学路として、より安全な道路管理も必要と考えておりますので、今後も関係各課と連携し、取り組んでまいります。

次に、一体型包括管理業務に至った背景と課題、その業務の結果、成果についてでございます。

まず、至った背景と課題につきましては、下田市が管理する道路関係インフラの多くが老朽化しており、毎年多額の維持管理費用が必要となっております。これらの道路関係インフラにつきましては、統廃合等の抜本的な解決策はなく、民間活力や新技術の活用などによる公的負担軽減の必要が求められております。これにつきましては、県においても同様の課題を抱えております。また、技術職員の不足も大きな課題となっており、道路施設の維持管理

水準の低下が懸念されているところでございます。

これらの問題を解決するため、市と県が一体となって行う道路包括管理の導入を目指しているところでございます。

令和3年度の本業務の結果としまして、道路包括管理導入に向けての素案が示されたところでございます。その素案を基に来年度の予定としまして、県、市、業者の三者間の契約により、市内全域の公共道路の除草と小規模修繕を施行する予定でございます。

将来的に向けては、長期計画や業務区域、業務範囲の拡大も見据えているところでございます。本業務を推進することにより民間の創意工夫をさらに生かして、効率的・効果的な公共インフラの維持管理に努めてまいります。

次に、吉佐美・舞磯浜の市道と海岸空地についてでございます。

「この問題をいつから、どう認識しているのか、所有者は誰か。また、解決に向けた具体策は」という点でございます。

まず、市道の件につきましては、平成18年度に大賀茂川改修に伴う境界確定業務の際、公図混乱が判明し、現況道路、市道下条線が公図上の民地に存在していることが判明し、認識したところでございます。

海岸空地につきましては、下田土木事務所の所管となりますが、その頃からの課題と認識しております。バリケード、ゲートとなりますが、ゲート及び浜の工作物の所有者は、近隣の宿泊施設の方でございます。

解決に向けての具体策等々でございますが、平成18年度当時、市道について下田土木事務所等の関係機関と協議し、道路用地の交換に向け交渉しましたが、不調に終わっているところでございます。現在も下田土木事務所と共に境界確認やバリケードの撤去等、交渉を続けておりますが、相手との交渉が成り立っていない状況でございます。今後も下田事務所と協議し、連携して対応したいと考えております。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうから、道路の維持管理と環境美化についてという御質問に対しまして、観光交流課の立場からお答え申し上げます。

観光交流課といたしましては、黒船祭やあじさい祭、水仙まつりといった各イベント開催に際しまして、会場周辺や幹線道路の沿道につきまして、除草等に御協力していただくべく道路管理者等に、個別にお願いをさせていただいているのが実情でございます。

また、市民や観光団体等のボランティアによります美化活動や、地元企業の地域貢献活動によります伐採や除草など、国道沿いなどの景観確保にも御協力をいただいているところでございます。

観光地として来訪者に清潔感のある、きれいな町という印象を与えることは非常に重要なポイントであり、魅力を高めることにつながると考えておりますので、今後も引き続き、下田土木事務所や関係課等と協力して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、まず初めに、道路の維持管理と環境美化についての御質問の中の通学路についての要望と、その実績についてお答えいたします。

学校教育課では通学路の安全確保の視点から、危険箇所や道路の陥没、植栽等のはみ出し等により通行に支障がある箇所等の調査を、小中学校の協力を得て実施しております。

この調査結果を基に、下田土木事務所、下田警察署、小中学校PTA、市の関係各課で組織する子供の移動経路安全推進会議にて、対策について協議を行い、例えば県道の側溝改良や外側線の引き直しなど、順次改善を進めているところでございます。

次に、教育のICT活用推進といじめ等諸問題についての御質問にお答え申し上げます。

ICTの活用状況でございますが、現在、学校では日常的に授業等で活用が進んでおります。具体的には、市で導入しているロイロノートという学習支援アプリを使い、授業での課題の配布、提出や意見、考え方を電子黒板や個々のタブレット端末に表示し、共有やまとめ等で使用されています。また、音楽や体育といった技能教科でも技能の向上に向け、実技を動画で撮影し、確認するといった活用もされております。

そのほかインターネットを使った調べ学習、アプリによるプログラミング学習やドリル学習など様々な場面で活用されています。

ICTの活用の推進につきまして、数値化した目標は設定しておりませんが、令和3年4月から授業でのタブレット端末の活用に当たり、令和3年度から令和5年度までのロードマップを定めております。

1年目の令和3年度は導入期ということで、児童生徒、教員も基本的な操作に慣れ、学習で使ってみる。その中で効果的な指導方法を探っていく。また、休校等に備え、家庭での使用を視野に入れた準備を行う時期としております。

2年目の令和4年度は活用、普及、推進していく時期として、児童生徒の学びを深めるた

めの具体的な活用を進め、事例を積み重ねていくとともに、リモートでの使用を視野に入れた試行を行う時期としております。

3年目の令和5年度は活用を浸透させていく時期として、効果的な活用について共有し、実践していくとともに、リモートによる他校・他地域との交流等での活用も推進していく時期としております。

達成状況としましては、導入2年目を迎えた現在、児童生徒、教員ともに、積極的に取り組むことで操作にも慣れてきており、これまで積み重ねてきた様々な活用事例で効果的と思われるものについては、校内はもとより、各学校のICT教育担当で組織する連絡会を通し、各校で共有されております。

また、下田中学校では総合的学習の時間に、市外の企業の方を講師にウェブで講義や指導を受けたり、浜崎小学校では浜松市の小学校とウェブを活用した交流を行うなど、リモートによる他校・他地域との交流も進められており、おおむねロードマップどおりに進んでいるものと考えております。

沿革オンライン学習の実施状況と今後の見込みについての御質問でございますが、オンライン学習の際に使用するウェブ会議システムの導入や、家庭と学校をつなぐテストの実施など、オンライン上で対応できる一定の環境は整ってきております。

これまでのところ、学級閉鎖等のオンライン授業の実施実績はございませんが、感染予防による欠席者への対応として、幾つかの小学校でウェブ会議システム、ズームを使ったオンライン授業での授業参加が行われております。また、欠席中に取り組んでもらう教科の課題の提示、提出、返却などの対応をしているほか、中学校では授業内容が伝わるように、各授業のプリントやノート、理科の実験の動画などを担任が送付しています。

なお、各校の活用状況にばらつきが生じていることが課題となっておりますため、市全体の足並みをそろえ、対応の幅を広げていけるよう学校とも協議しながら、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、国県道の維持管理における防災上の観点からお答えいたします。

国道及び県道下田南伊豆線、下田松崎線につきましては、災害発生時に緊急輸送活動等を実施するための緊急輸送路として指定されております。また、県道下田南伊豆線につきまし

ては、津波警報が発表された場合は、下田消防署から大賀茂方面に向けて、一方通行化とする通行指示標識を設置しているところがございます。今後につきましても、災害発生時に必要不可欠な道路としての維持管理をしていただけるよう、関係各課と連携し、要望してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） まず、1つ目の道路の維持管理、環境美化について再質問させていただきます。

まず、多くの課から御答弁いただきましたこと、つまりは、この道路維持管理について、多くの課で問題意識を共有していることについては、非常に心強く思いました。

道路管理者の義務として今御答弁あったのは、一般通行に支障を及ぼさないよう努めることと御答弁ありましたけれども、既に支障を来していると言わざるを得ない状況です。歩道の生垣からせり出す雑木は、ともすれば、少し大きな車だとサイドミラーに当たるほどですし、雑木、雑草で歩けなくなっているような歩道を度々見かけます。歩けなくなった歩道から車道にはみ出してくる歩行者をよく見かけますし、先日などは、ツタか何かに足を取られた高齢男性が路上に倒れ込んできまして、私は慌てて、それをよけたという、このような事象もございます。だからこそ、当然に市民からの声も大きい中で、このような質問になっているわけです。

調べましたところ、「静岡県における道路の維持管理の取組について」という文書がございまして、これは静岡県交通基盤部道路局の文書でしたが、静岡県の道路等維持修繕事業費、これが管理延長の1キロ当たりに対して、平成6年度は350万円だったのが、平成28年度では210万円、ピーク時の6割弱になっていると。さらに、その一部に含まれている除草費については、これは年々増加しており、平成24年度に4億1,700万円だったものが平成28年度、4年後には5億9,400万円になっている。4割増加しております。

この道路維持の全体の中に占める除草の割合についても、平成24年7.8%だったものが平成28年度には10.4%と、全体の1割を超えるような状況になっております。恐らくガードマンを立てたり、あるいは小石が飛ばないにガードしたりとか、そういうプラス除草に、人件費の増という部分が大きいのかなと推測できます。

静岡県では、道路維持管理運用マニュアル（案）でしたけれども、これによって維持管理業務の頻度や広報等の基本的な手法を定めておりまして、除草については全路線で原則2回、

年2回実施するとしておりました。

また、参議院議員の平山佐知子に御協力いただきまして、永田町の静岡県東京事務所にも御相談したところ、やはり県管理の国道については一律に、年2回の除草を行っているはずだという回答を得ました。

さらに、路面清掃車、これの役割については、散乱する金属類や、ちりやほこりのじんかい等により路面の劣化が進み、舗装路面の寿命を清掃することによって長くするのだと。そして、縁石や路面の隙間に流出土砂がたまり、これが原因で雑草が生えます。また、降雨時には土砂をせき止め、ダム効果により、路面に土砂を堆積させるという悪循環が生まれます。異常気象による豪雨では、これらが原因となって、路面の冠水を助長するのではないかと危惧されております。

埼玉県の県議会の答弁なんですけれども、令和3年度の答弁で、このように申しています。

平成20年には年2回の路面清掃車が、これが令和3年度には年1回、もしくは2年に1回になっているとのことで、国道のことですので、静岡県での資料がちょっと見つからなかったんですけれども、埼玉県ではこのようなことになっていて、国道ですので静岡県も似たような状況なのかなと思われまます。

下田市静岡県一体型道路等包括管理導入可能性調査業務委託、これによって包括管理の導入に向けての素案が示されましたと御答弁いただきましたが、この素案を基に来年度の予定として、単年度三者契約により、市内全域の除草等の小規模修繕を施行する予定だということでしたが、これの質問をするのですが、このまず発注金額の予定額はどのようなものか。市、県、それぞれどのようになっておりますでしょうか。

さらに、これが、これまでの市の道路維持管理と県の下田土木の道路維持管理の部分と照らし合わせたときには、これまでの市の予算と県の予算はどのような金額になるでしょうか、お願いします。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） すみません。数々の御意見いただきありがとうございます。

まず、義務に支障を来しているということの御指摘がございました。県道については県のほうにお願いしていくこととなりますが、市道の中において、そういった歩行者に危険性があるものについては、道路管理者として最低限の措置をしなければいけないと思っております。当然、市のほうで職員がちゃんと見張って、そういった対応をすればいいんですが、そうしたところ気づかない点がございましたら、また御指摘いただければ、まず市の道路管理

者として危険性の回避に努めていきますので、教えていただければと思います。

包括委託につきまして素案が示されて、すみません、金額については、また今後具体的に、ちょっと県と相談してまいります。来年は、あくまでも試行的な第一歩ということで、全ての小規模工事をここでやるかどうかという細かい内容についても、ちょっと今後。来年度当初というよりか、来年の年度途中でそういった債務負担等を考えて、契約内容を詰めていくつもりですので、細かい、そういった金額等々、内容についてはまた改めて、分かり次第、中村議員のほうにちょっと報告したいと思っておりますので、御了承お願いいたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 金額についてはこれからということで、幾らかかってもやってくださいと私は言いたい。これまで年2回するものだとされていたものが、さきの答弁と、それから私が示した資料によって、1回しかできていない。路面清掃車に至っては、ともすれば2年に1回だということになっております。要するに、この辺が技術継承も含めて問題であるから、民間との連携による包括委託を模索するものだとすることであれば、これが改善されないのであれば、何の意味もないのではないのでしょうか。

予算が少なくて済むのは、これは最もいいことですけれども、仮に上がるとしてもですね、必要なのは、必要な道路整備、景観の維持ということになるかと思えます。ここをしっかりと要望していただきたいと思いますし、今後、包括的に、市と県が一体となってやるのであればですね、十分な予算の確保をお願いした中でやっていただければならない。

おとしですかね、賀茂の議員団で川勝知事を表敬訪問したことがございましたけれども、そのとき忙しい中で知事は、我々賀茂の議員に向かって30分もですね、伊豆愛を熱く語ってくれました。この川勝知事の伊豆愛は本物だなと私は思いました。どうかこの現状をですね、しっかり認識していただいて、予算をつけていただくようにしていただきたいと思います。強く要望いたします。

次に、ボランティアの活用という部分についてです。

先ほども読み上げましたけれども、総合計画の中でもアダプトロード等、道路美化活動の促進、そして、下田市景観まちづくり条例の中では、市民と協働で推進する施策を立案する、これを実施する。さらに、市民等による自主的な景観まちづくり活動への支援を積極的に行うものだと書いてございます。

アダプト・ロード・プログラムという言葉がございます。簡単に改めて紹介しますが、こ

これは、しずおかアダプト・ロード・プログラム、自治体は、地域のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業、学校をプログラムの活動団体として認証した上で同意書を交わし、一定区間の清掃美化をお任せして、その活動を支援するものだとございます。

あるいは、国交省のボランティア・サポート・プログラムというものもございます。これは、道路管理者である国交省とボランティアの実施団体、住民グループ、そして、協力者として市町村という、この3者の関係で成り立つプログラムとなっております。

あるいは、公園ボランティアという言葉を私、冒頭で言いましたけれども、名前は自治体によって非常に様々、多種多様なんですけれども、非常に様々なボランティアの活用を推進する自治体の制度がございまして、そして、そのサポート内容、どういった具合でボランティアをサポートしているかといえ、最も多かったのがまず、集めたごみの回収、要するに草を刈ったり、ごみを集めたりしたけれども、その行き場がないよというときに、市町村が回収に協力するものである。あるいは、ごみ袋の提供だったり、保険の加入であったりというものがサポート内容の主立ったところです。

そして、そのボランティアの活動、制度によってもたらしている効果というものについては、まず、公園などの維持管理のコスト削減に効果があったということが76.9%。そして、公園等の利活用の推進になったということが76.1%です。さらに、高齢者の健康維持、あるいは御近所の見守り効果、これが55%。あるいは地域間の世代交流、そして防犯、これが40%と高い数値で続いているものです。

非常に有効な施策であると思われましても、さきにも紹介しました総合計画、あるいは下田市景観まちづくり条例の中での市民との協働という部分について、どのような具体的施策を持って取り組んでおられますか。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、包括委託に関して、十分な予算を確保してくれという御意見ございました。まず、この包括委託の目的は、もう既に中村議員が心配なされているように維持管理が今後、十分にされない可能性があるという未来を見据え、より包括的に民間の力を借りて、職員不足、そういったものを解消していくために試行的に行うもので、予算を確保していくという前提もありますが、この限られた予算の中をいかに有効に活用していくか、土木事務所と建設課としましては、最小限の道路安全性の維持、管理というところがございますが、それを果たしていくために、今後、効率よくやっていくという第一歩になると思っております。

それと同時に、中村議員の言うように、そのために必要な予算の確保に向けて、市も努力していきたいと考えております。

下田市のボランティア関係で、ちょっと私の分かる範囲で申し上げますが、アダプト・ロードにつきましては県がやっていて、市が窓口になっております。そういった、やっている中、取組としましては、市の路肩の清掃だとか花壇の管理やっております。

今言った中、ボランティアのそういった皆様に対して、市のほうでも環境対策課などが窓口になって保険等、そういった対応をして、皆様に御尽力をいただいているところでございます。今後、ボランティアの在り方については、市が本当に一体となって考えていく必要があると思います。ボランティアの方に全て頼るのか、また、行政として必要な出費をした中で協力を求めてやっていくのか、そういったことを今後、高齢化社会等々においての課題になっていくと思っておりますので、その辺については関係の各課と協議し、連携して考えていきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 総合計画にも、条例にも、非常に「手厚いボランティアの活用」と「市民との協働」という言葉がございます。これについて市長、どう思いますか。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 現在のところも実際には多くの市民の人が、自分の家の前の道路の枯葉を清掃したり、あるいは落石を清掃しているシーンを私は日々見えています。目の当たりにしています。

思い起こすと私たちが小さい頃、舗装されていない道路がまだ結構ありまして、そういったところは穴だらけで、その穴のところに割れた茶わんのかげらとか石とか、いろいろなものを入れてあったり、そういう記憶があります。

あまりにひどい道路事情に対して、昔、戦後の日本にやってきたGHQの人たちが、とにかく道路を全うにしようというようなことですね。当時、舗装ががんがん進んでいた、そういう事情がございました。

これは、今まで私がそういう土木行政について、道路管理者もやっていたことから学んだものなんですけれども、議員のお見込みのとおり、この道路の管理は、まさしく今後の土木行政の重要なところになってくるというふうに感じています。既に20年ほど前から整備費を維持管理費が上回るであろうと、こういうふうな指摘があって、そして今、そういう時代に突

入しているわけです。

ここは観光地だから通常の道路管理、いわゆる道路法上の道路を安全にというだけではなく、もう少し一段高い美化、道路をしっかりと美しく管理すべきだと、こういうふうな御指摘だろーと思ひます。

これについても先ほど申し上げましたように、一般の市民の方が日々の暮らしの中で担っ
てくださっているところがある。でも、やはり公的に、しっかりとお金をかけてやらなきゃ
いけないものもある。これらは垂直連携とか水平連携という言い方をしますけれども、水平
というのは例えば市町村、広域的に連携するとか、あるいはエリアごとに区切らないでとか、
そういうことなんですけれども、垂直連携というのは、どっちかという県と国と市みたいな、
そういった違う次元のプレーヤーたちが連携しようと、こういう話です。

ですから、県と一緒に一体型の包括管理という、その垂直連携の新しいチャレンジ、これ
の中に例えば今、議員がおっしゃったような民間の一市民の方々の取組を、もしかしたら上
手に連携させてもらって、別に有償ボランティアというのもございますので、常日頃見てら
っしゃる地区の人たちと行政とが手を携えてやっていくということも、非常に効果が期待で
きるんじゃないかというふうに私も感じます。

これは国の一つの新しいメニューとして、こういったものにチャレンジしませんかと言われ
て、私たちのような人口減少で観光地であるこの町は、重要なポイントだから、私たちも
積極的に連携させてもらう、一緒にやらせてもらうということで始めた、この事業です。こ
の中身をより実効性が高くなるように、様々な人を巻き込みながら、事を進めてまいりたい
と思ひます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 市長、ありがとうございます。市長がおっしゃるように、進んでボラ
ンティアしてくれてる方はたくさんいらっしゃいます。しかし、やりたくてもなかなか踏み
出せない方という方がたくさんいるんですね。組の加入率なんかも見ても分かりますように、
しかも、移住者も増えている中で、特に移住者なんかは、もう汚いな、気になるなど。草刈
りたいけど、私、刈っていいのかしら、そういう悩みございます。毎日じゃないけれども、
週に1回も2回も白浜から柿崎にかけて、沿道のごみを拾ってくれてる方もいらっしゃるの
は、見かけたことが皆さんもあるかと思ひますけれども、不審者扱いされたりとかですね、
いろんな少々の嫌な思ひもしたりも、することもあるようです。

私がお願いしたいのは、ボランティアしやすい環境を整えていただけたらどうかということなんです。例えば勝手に草刈ってたら、何よ、あの人と。水くさいわねとか、誘ってくればいいのにとかですね。勝手にやって、どこに捨てに行くのかしらとか、まして、議員が率先してやった日には人気取りだと言われるわけですけれども、何かきっかけづくりをしていただけないかなというところが私のお願いなのです。

ここに岐阜市の取組がございまして、道普請という取組です。道普請、皆様は御存じだと思いますけれども、平等に広く奉仕を請う中で、社会基盤というものを地域みんなでつくり上げていこうというような古くからの、古き良き日本の言葉だと思う。この道普請というのをそのまま岐阜市は取り組んでおりまして、これは難しい事前の申請とかなしですね。グループが今度あそこでこういうことをしたいよと申請することによって、その材料の支給とか、あるいはオペレーターも要るならば、重機の借上げなんかも支援してくれるような、非常に気軽に使える制度なのかなと思ったりもします。

つまり、やる側にとって少しでも、市もこうやって協力してくれるなら、俺たちも汗かこうよというようなことは皆が思ってることであると思いますし、あるいはグループでなくても、例えば下田市にも「町をきれいにする日」か何か一日あったと思うんですが、そういう日をもう少したくさん増やして、いつ誰がボランティアしてても、何か後ろ指さされたりするようなことなく、1人でも2人でもやれるような、そんなような日を制定したりするような啓発活動を通じて、地域のボランティア精神とかいうものをぜひ引き出していきたいなと思います。

これは決してボランティアに頼って、どうのこうので維持管理しようということではなくて、行政がやることはやることとして、しっかりやっていただいた上で、だけれども、もっとも目の届かない細かいところに対して、そこを使う人たちが自分たちで管理するというようなことを習慣づけていけたら、いい町になるのではないかなと思うところですので、ぜひそんなことを今後考えていただきたいなと思って要望いたしまして、この道路については終わらせていただきます。

次に、教育のICT活用推進といじめ等諸問題についてです。

課長、御答弁いただきました。順調に計画に沿って進んでいるということで安心はするんですけれども、この文科省のデータによりますと、端末の持ち帰りでの学習の実施状況、これが、実施できるように準備済みであるというのが全国で66.5%の小中学校になっております。そして、その中で、平時でも端末を持ち帰っていると。これを実施しているというところ

ろは全体の26.1%、これが高いか低いかですが、4分の1以上は、既に端末を持ち帰りさせているということなんですね。

災害も学級閉鎖も突然来るものですので、持ち帰ってなければ、恐らく対応できないのかなと思います。そこについては取組の真っ最中ということですので、これ以上突っ込みませんけれども、その持ち帰りということについては、また考えていただきたいなと思います。

そして、さらに、このオンライン授業について、何もクラス全体が全てではなく、不登校というところについて端末を活用している自治体がございます。さいたま市ですけれども、大きな町ですので長期欠席者が2,451名と、2020年度。それで、そのうちの不登校児童と認定されるのが1,401名と。そして、何も支援につながっていない生徒が462名いたという中で、端末をうまく使うことができないだろうかということで、このオンライン授業を、実施を始めたところですよ。

このオンライン授業に参加しますと、しっかりと指導要領上の出席扱いになるような取組もされているようです。

岐阜市の取組では、僕、さっき岐阜市って言ったな。さっきの道普請、美濃市です。岐阜県美濃市。今度、岐阜市です。岐阜市の取組では、やはり不登校児童に端末を使っているんですけども、これはマイクロソフトのチームズという非常にシンプルな機能を使ってやっております。

不登校の児童4人に自宅からオンライン授業を提供しています。非常にシンプルです。三脚を立てて、端末を立てて、ただ黒板に対してを、それを配信するだけです。皆さんも、もう既にズーム会議なんかやられたことが一度や二度あるかと思います。ただ本当に、あの乗りで配信するわけで、たったそれだけのことでできます。予算的にも若干の使用料、もちろん発生しますけれども、1人、月、数百円というようなレベルでございますので、さほど壁がないのかなというふうに思うんです。

まず、この不登校児童についてですけれども、お聞きしますが、現在、小中学校でどのくらい、何人くらい確認していて、そして、どのような支援がされているか、お願いします。

○議長（滝内久生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 不登校児童の現在の状況と支援の状況という御質問でございます。

現在、10月末時点での状況になってしまいますが、市内の小学校で不登校児童は6名、中学校では15名というような状況でございます。昨年度の同時期とほぼ同程度の人数というこ

とになってございます。

支援の状況でございますが、学校へ登校しない、登校したくてもできない状態にある児童生徒の学校復帰への支援ということで適応指導教室という、「あじさい教室」という名前でございますが、こちらのほうですね、賀茂教育会館のほうに出張してございます。そちらには指導員3名を配置しまして、そこに不登校児童で対応が可能な子、現在5名の方が登録されておりますが、その生徒の指導、学校復帰に向けた指導をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 現在、小中学校合わせて21名いらっしゃるということで、子供の数に対しては、ちょっと全国平均分かりませんが、とても多い数字だなと改めて思うところです。

不登校の理由として、学校に問題がある、自分自身に問題がある、そして、家庭に問題がある、これでもう95%ぐらいを超えてまして、そして改めて学習意欲について聞きますと、決して勉強が嫌なわけではないという結果が出ております。しかし、これが長引きますと、どういうことになるかという、さほど割合は高くないんですが、ひきこもりというものにつながっていく。ひきこもりの中の19%が、不登校がきっかけになっているんですね。5人に1人ぐらいでしょうか。

結局、学習がついていけなくなったことによって将来を悲観する、あるいは、進路がなくなるというようなことになろうかと思えます。やはり誰一人取り残さないというGIGAスクール構想の冒頭に申し上げたとおり、便利な器機を使って、学習機会をどんな子にも与えるんだと。第三の居場所を与えてあげることについて、あらゆる角度から取り組んでいただきたいなと思うところです。あじさい教室、すばらしい取組ではございますけれども、5名ということで、あと16名いらっしゃいますのでね。自宅でも、もしかしたら授業を受ける意欲があるかもしれない。そういうことに対して先ほども言ったように、簡単な装置でやることもできますので、やっていったらどうかなというふうに思えますので、ぜひ検討いただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） いろいろと御心配をありがとうございます。生徒、教師は、この一、二年、二、三年といってもいいかもしれませんが、非常に戸惑いを持って過ごしてきています。というのは先ほどから議員おっしゃるとおりICT、これは一つのツール、道具

でありながらGIGAスクール構想のスタートで、そのICT、タブレットを使っての授業に迫られたからでございます。本来、授業で大切なことというのは、どういう力をその授業でつけたいかということなんですけれども、タブレットを使った授業が目的に、どうもなってしまうという傾向がありました。

そういう実態がありながら、ところが、また一斉休校という前代未聞の事態が生じたためにですね、いろいろと対応が不十分なところがあったわけですが、私、当時、学校にいたときに、市のほうの御支援等ありまして、子供も先生方も、とにかくやってみようということで積極性が持てるようになって、頑張ってきております。

そのときにですね、学校現場、まだ発展途上の時期であるとは思いますが、今の不登校の問題につきましては、不登校の問題に限らず、問題行動そのものですね。その調査等も、このタブレット、ICTを活用して迅速な指導につなげるということが、あるいは早期発見ということに大変有効に活用されているところにして、いじめも先ほどの不登校、問題行動、研修等にも生かされています。

それで、特に不登校への対応につきましては、繰り返しになりますけれども、あじさい教室の対応もありますが、別室登校者への対応ですとか、保護者同意の下で家庭への配信、そういった対応などの成果があって、実際に学校で不登校解消に結びついているという例もございます。

一方で、子供たちの端末の使い方というのは様々で、関係ないところにアクセスしたりですね。セキュリティをこじ開けようしたり、エスカレートするうちに人を傷つけたりとか、家に持ち帰ることで、それが全て学習に結びつかない実態も少なからずあるのも現実です。そんな中で逆に、いじめや不登校も増加しているという傾向も、ないことではありません。そのリスクを踏まえながら、活用を試みているという状況でございます。心のケアですとかアプリの開発、他の自治体の実践を見ながらですね、今後有効な活用をしていきたいというふうには考えております。

園児のバスの置き去り、そのほか指導、保育等の家庭でのICT機器の活用が盛んに促進されておりますけれども、教育の現場では、人の目で見て対面で語るという原点は大切にしながら、ICT機器の適切な、かつ有効な活用、これを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

○2番（中村 敦君） はい。

○議長（滝内久生君） 3時25分まで休憩します。

午後3時13分休憩

午後3時25分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 教育のICT化については、教育長がすばらしくまとめていただきましたので、ほとんど言うことがなくなってしまったので、1つだけ、いじめという言葉が出ましたので、そこについて。

先頃、下田市いじめ問題対策連絡協議会、そして、市いじめ問題対策専門委員会、その合同会議が開かれたということで、報告が新聞に載っておりました。いじめの件数自体は減っているということで、いいことかなと思います。

このICT化の活用について、恐らく御存じだと思いますけれども、各地でいろいろ取組がされている中で、先ほど課長のおっしゃったロイロノートというものも使って、いじめの相談に活用している熊本市の事例がございます。あるいは、千葉県柏市では「STOP i t（ストップイット）」というアプリを使って、生徒が端末やスマホから気軽に、いじめが相談できるようなシステムを構築しております。非常に分かりやすい操作になっておりまして、まず、「どうしましたか」というようなスタート画面から、そして「私のこと見た・聞いた・参加した」、次の画面へ行きますと「何が起きましたか」、「ネットの悪口だ」あるいは「殴る、蹴る」、「言葉の暴力があった」「物を壊した」「誰かが悲しんでいる」あるいは「ルール違反がある」。

そして「その場所はどこですか」、次の画面で「学校」「学校以内」とか「家庭」とか、そういう形で、簡単な形で、何かしら子供が悩みを打ち明けていく、そのようなアプリの仕立てになっております。

そして、それは決して担任や親に行くわけではなく、教育委員会であったり、あるいは、それを管理する会社であったり、そして、そこから所管の教育委員会、学校のほうに連絡が行くというような形で、それを導入したことによって、例えば平成29年、この柏市は非常に早い取組なんですけれども、486人が、中学生がこれを利用しましたところ、教育委員会へ

の同種の相談が、電話は12件でした。メールが3件でした。それに対して、このアプリからの相談は133件だったということで圧倒的に多くて、いじめや子供の悩みについての早期の発見に非常に役立ったというような紹介がございました。

教育長、言うように、端末という道具に振り回されてはもう本当に本末転倒で、それは現場も大変に御苦労されていることとは思います。しかし、いい部分を有効に活用して、子供たち一人一人に寄り添った教育につながるような使い方になっていただけたらなというふうに願うところで要望して、この件については終わらせていただきます。

次に、吉佐美・舞磯浜についてです。

御答弁によりますと、平成18年から道路用地の交換による市道の整備について交渉しているが、解決に至ってはいないんだと。平成18年ということは、もう16年ぐらいたつのでしょうか。そして、平成22年にも市と県と、そして地元、地元というのは、地元とさらに、その隣接宿泊地の奥の別荘について、何か協議がなされていると思いますけれども、それについて課長、どのような協議がされているか、分かりますか。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私の承知しているところによりますと、平成22年というのは、ちょっと認識しておりませんが、平成25年に、当時、浜辺のベンチ、看板等によって撤去指導を土木事務所で行っておるということを知っております。

また、その指導に関しても、通行の妨げになっているので、地元の方に通行ができるようにできないかというお願いを交渉した経緯がございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 地元の協議の議事録によりますと、令和2年11月に土木と宿泊施設による協議の中で、境界杭を立会い済みで確定しているというふうに見受けられたのですが、これはどのような性質のものですか、この境界杭は。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 市のほうで認識しているのは、川のほうの境界は確定されとるというふうに聞いておりますが、その市道の境界、杭は打ってあるとのことですが、それが正式に境界確定がなされていないという認識でございます。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 要するに昔から地域住民が使っていた道が確かに、そこにはあったは

ずであって、そして、道があったからこそ宿泊施設があって、さらに、奥にも別荘が建つた。しかし、何らかの理由によって公図に混乱があり、そして、それを一方的な現状変更で、使えなくなっているということだと思うんですが、その結果、来誘客は、いわば川の中を通過してビーチに降りなければいけないのだと。

実際、さきの新聞の記事によれば、宿泊施設は、そのバリケードを造った理由についてプライベートリゾートの雰囲気が損なわれると。もうプライベートリゾートと言っちゃってるわけですし、この伊豆に、日本にですね、プライベートビーチたるものがあるというのは聞いたことはありません。つまり、相当な勘違いをされていると思うんですけれども、この点について、市や県はどのように説明をされているのでしょうか、そういう宿泊施設に対して。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） プライベートリゾートとか多分そういった言葉は、宿泊業者が、海に面した立地条件を生かして、お客様にPRしているのではないかと考えています。それをイコール、仮に不法的な占用等々しているのであれば、それとは別問題と考えております。

以上です

○議長（滝内久生君） 残り5分です。

2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 撤去の指導もしてるし、協議の申込みもしている中で、では、なぜこの16年もの間、解決に至らないのでしょうか。つまり、このままの状況がまたあと16年続くのか、どうするのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） そういった長年の中で、まず、市としてやるべきことは、相手と境界をまず確定させ、その中に市道があることは間違いないので、その位置をまず明確に、相手方と境界立会いを、依頼をして明確にする。明確にした上で、市道の確保について進めていく。そのように考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） その努力を今までしてきたと思うんですけれども、解決に至っていない中では、相手方の協力が、これまでどおり得られないと考えるほうが正しいのかなと思うのですが、さらに、もう少し強硬な新しい策はございますか。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 何度も申し上げておりますが、まずは境界の確定を協力依頼していきます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 先方が協力してくれなかった場合に、境界を確定する方法というのはいかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 今後、そういった対策については、県の中からも御指導とか御意見をいただき、また、その用地的確保、公共用地の確保について、どういった法的な対策ができるかについても今後検討していきたいと思いますが、まずは相手方に、その境界の確認をお願いし、双方が納得する形で解決していきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 本当に冒頭にも言ったように、大切な景勝地であり、海水浴場です。聞くところによると、ライフセーバーも設置されるわけですがけれども、何のために要るんだろうと。この宿泊施設の客のためだけに要るんだらうかというような、ぼやきも聞こえてるとのことです。ぜひ早期に元のように、誰でも通れる市道をしっかりと確保して、正しい海岸管理になるように早期の解決を要望して、終わらせていただきます。

以上で、私の一般質問とします。

○議長（滝内久生君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。